

4 テーマ観光推進モデル事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、県内の宿泊者数や観光消費額の増加を促進し、観光による地域への経済効果を向上させるため、徳島県下の観光地域づくり法人（DMO）が行う「歴史・文化」、「自然・釣り」、「スポーツ」、「ウェルネス」のテーマを基軸とした観光コンテンツやツアーの造成に係る取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で、4テーマ観光推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。ただし、県税の滞納がある者については、交付の対象とはしないものとする。

- (1) 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
- (2) 一般社団法人そらの郷
- (3) 一般社団法人四国の右下観光局
- (4) 一般社団法人ツーリズム徳島
- (5) 一般社団法人美馬観光ビューロー

(補助対象事業及び対象期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる内容のものであって、「歴史・文化」、「自然・釣り」、「スポーツ」、「ウェルネス」に関係し、4テーマにおける観光を推進するものであり、複数の自治体にまたがるものとする。

- (1) 観光コンテンツやツアー造成・販売のための専門家の招聘
- (2) 観光コンテンツやツアー造成・販売のためのファムツアー開催
- (3) 観光コンテンツやツアー造成・販売のためのツール製作経費
- (4) その他観光コンテンツやツアー造成・販売のための関連経費

2 本事業の補助対象とする実施期間は、補助金交付決定の日から令和7年2月28日とする。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率及び補助上限額
<p>4 テーマ（「歴史・文化」、「自然・釣り」、「スポーツ」、「ウェルネス」）のうちいずれか一つ又は複数の新たなツーリズム創造に係る次の経費（使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費に限る。）であって、補助金の交付対象者が実施する既存事業に係る経費と明確に区分できる経費。ただし、補助金の交付決定前に着手したものについては、補助対象経費の対象外とする。</p> <p>企画費、広告費、諸謝金、旅費、ファムツアー催行費等</p>	<p>補助率：10分の10以内 （補助対象経費に、他の補助金等、事業補助金以外の収入があるならば、当該収入を差し引いたものの10分の10以内）</p> <p>上 限：50万円</p>

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業の事業計画書（様式第2号）

（2）その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、令和6年8月23日とする。

4 第1項の申請書を提出する者（以下「申請者」という。）は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、補助事業に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

（1）消費税法における納税義務者とならない者

（2）簡易課税事業者である者

（3）課税事業者のうち消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付決定を行い、申請者に対して通知するものとする。

2 交付決定に当たっては、交付申請の総数や応募内容などにより、調整の上、補助金の交付決定を行う。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付決定の条件となる。

(軽微な変更)

- 第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の区分相互間における20パーセント以内の額の増減とする。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効果的に補助事業の目的達成に資するものと考えられる事業内容の変更
 - (2) 補助事業の目的及び事業の遂行に関係がない事業計画の細部の変更

(変更の承認の申請等)

- 第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 積算の根拠が確認できる資料(見積書等の写し等)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(変更の承認等)

- 第10条 知事は、前条の規定による補助事業変更(中止・廃止)承認申請を受理したときは、当該申請書を審査し、やむを得ないものと認めたときは、変更(中止・廃止)を承認するとともに、必要に応じて補助金交付の決定の内容を変更し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書等)

- 第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。
- 2 規則第11条の知事が定める書類は、次の掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書(様式第5号)
 - (2) 経費支出の証拠書類(発注書・納品書、領収書等)の写し
 - (3) 事業実施の証拠書類(写真等)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第5条第4項第3号により交付の申請を行った補助事業者は、規則第11条の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、

これを補助金額から減額するよう手続きを行うものとする。

- 5 第5条第4項第3号により交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出した後又は額の確定の通知を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には様式6号により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

（補助金の請求）

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、第7条の規定により補助金の交付決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことがある。

- （1）この要綱の規定に違反する行為があつたとき
- （2）偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
- （3）第10条の規定により、補助事業の中止の届出があつたとき
- （4）前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と定めるとき

（書類の保管）

第15条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行し、令和6年度分の補助金について適用する。